

## 第 1 3 0 号議案

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 2 5 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 5 条を加える。

（徴収猶予に係る区の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 5 条の 2 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 1 5 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、区長が指定する月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 区長は、法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において、「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る区の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 区長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 区長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限

又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 区長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

( 徴収猶予の申請手続等 )

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ( 1 ) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- ( 2 ) 納付し、又は納入すべき区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- ( 3 ) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- ( 4 ) 当該猶予を受けようとする期間
- ( 5 ) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- ( 6 ) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が

保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

( 4 ) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項

6 法第 1 5 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。

7 法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、2 0 日とする。

( 職権による換価の猶予の手続等 )

第 5 条の 4 法第 1 5 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 5 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、各月 ( 区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月 ) に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第 5 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 1 5 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第 1 5 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

( 1 ) 前条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類

( 2 ) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

( 申請による換価の猶予の申請手続等 )

第 5 条の 5 法第 1 5 条の 6 第 1 項に規定する条例で定める期間は、6 月とする。

2 法第 1 5 条の 6 第 3 項において準用する法第 1 5 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、各月 ( 区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月 ) に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第 5 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 1 5 条の 6 第 3 項において準用する法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第 1 5 条の 6 の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

( 1 ) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

( 2 ) 第 5 条の 3 第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる事項

( 3 ) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 5 条の 3 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

6 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 第 5 条の 3 第 1 項第 6 号に掲げる事項

( 2 ) 第 5 条の 3 第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

( 3 ) 第 4 項第 3 号に掲げる事項

7 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する期間は、20 日とする。

( 担保を徴する必要がない場合 )

第 5 条の 6 法第 16 条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 6 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 15 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 19 条第 1 項第 2 号中「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第 24 条の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の

5 第 5 項」に改める。

第 3 6 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限前日」に改め、「までに」の次に「次の各号に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の 2 号を加える。

( 1 ) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）

( 2 ) 減免を受けようとする理由

第 4 6 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限前日」に改め、同項第 2 号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第 4 6 条の 2 第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限前日」に改め、同項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限前日」に改める。

第 6 4 条第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

付則第4条の次に次の見出し及び2条を加える。

(個人の区民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第19条第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出(第24条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)

の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

- 4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた区市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第19条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

付則第5条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第5条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円



	5,000円	1,300円
--	--------	--------

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第6条の2を次のように改める。

第6条の2 削除

第 2 条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年足立区条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中足立区特別区税条例付則第 5 条の改正規定を次のように改める。

付則第 5 条第 3 項中「附則第 30 条第 3 項第 1 号」を「附則第 30 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 30 条第 2 項第 1 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 30 条第 1 項第 1 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 39 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 39 条第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

付則第 5 条の表中「新条例付則第 5 条」を「新条例付則第 5 条第 1

項」に改める。

付 則

( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

( 1 ) 第 1 条中足立区特別区税条例第 1 5 条第 2 項、第 2 4 条の 3 第 4 項の改正規定及び付則第 3 条第 2 項の規定 平成 2 8 年 1 月 1 日

( 2 ) 第 1 条中足立区特別区税条例第 5 条の 2 から第 5 条の 6 まで、第 6 条及び第 1 9 条第 1 項第 2 号の改正規定並びに付則第 6 条の 2 の改正規定並びに次条及び付則第 5 条の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

( 3 ) 第 1 条中足立区特別区税条例第 3 6 条第 2 項、第 4 6 条第 2 項、第 4 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 6 4 条第 1 項第 1 号の改正規定並びに付則第 3 条第 3 項、第 4 条第 1 項及び第 6 条の規定  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

( 徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置 )

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第 5 条の 6（地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号。以下「平成 2 7 年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下この条において「2 8 年新法」という。）第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に申請される 2 8 年新法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成 2 7 年改正法附則第

1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28 年旧法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 5 条の 4 及び第 5 条の 6（28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 5 条の 5 及び第 5 条の 6（28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（区民税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の区民税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 15 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 36 条第 2 項の規定は、付則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例付則第 4 条の 2 の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成 27 年 4 月 1 日以後に支出する新条例付則第 4 条の 2 第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

5 新条例付則第 4 条の 3 の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の区民税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第46条第2項並びに第46条の2第2項及び第3項の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第46条第2項並びに第46条の2第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の足立区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第46条第2項並びに第46条の2第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例付則第5条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた旧条例付則第6条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、新条例第50条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

（2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

（3）平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第51条の3第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み

替えるものとする。

第 5 1 条の 3 第 1 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 3 8 号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則」という。）第 4 8 号の 5 様式
第 5 1 条の 3 第 2 項	施行規則第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 6 様式
第 5 1 条の 3 第 3 項	施行規則第 3 4 号の 2 の 6 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 9 様式
第 5 1 条の 3 第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 5 様式又は第 4 8 号の 6 様式

- 4 平成 2 8 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 4 7 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法

律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに区長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

7 第4項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第51条の3第5項	第1項又は第2項	足立区特別区税条例等

		の一部を改正する条例 (平成27年足立区条例第 号。以下この節において「平成27年改正条例」という。) 付則第5条第6項
第51条の6	第51条の3第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第5項
	当該各項	同項
第52条第2項	第51条の3第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該特別区たばこ税に相当する金額を、新条例第51条の4の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき特別区たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る特別区たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第51条の3第1項から第3項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52



条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項 において準用する同条 第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	同項から前項まで	前 2 項及び第 9 項
第 7 項の表第 51 条の 3 第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項 において準用する同条 第 4 項
第 7 項の表第 51 条の	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 10 項に

3 第 5 項の項		において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 5 1 条の 6 の項	付則第 5 条第 5 項	付則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 5 2 条第 2 項の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 1 1 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 0 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 6 4 5 円とする。
- 1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 1 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項 において準用する同条 第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 0 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 1 1 項の
	同項から前項まで	前 2 項及び第 1 1 項
第 7 項の表第 5 1 条の 3 第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項 において準用する同条 第 4 項
第 7 項の表第 5 1 条の 3 第 5 項の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 1 2 項に おいて準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 5 1 条の 6 の項	付則第 5 条第 5 項	付則第 5 条第 1 2 項に おいて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 5 2 条第 2 項の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 1 2 項に おいて準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 1 項

1 3 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものと

みなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	前2項及び第13項
第7項の表第51条の 3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項 において準用する同条 第4項
第7項の表第51条の 3第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項に おいて準用する同条第 6項

第 7 項の表第 5 1 条の 6 の項	付則第 5 条第 5 項	付則第 5 条第 1 4 項に おいて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 5 2 条第 2 項の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 1 4 項に おいて準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 3 項

( 入湯税に関する経過措置 )

第 6 条 新条例第 6 4 条の規定は、付則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 6 4 条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 6 4 条の規定による申告については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

地方税法等の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。